

## 求職者支援訓練におけるデジタル系の創設に伴う認定定員上限数の取扱いについて

1. 令和4年度より実践コースにおいて、デジタル系が創設され、従来のIT系は、デジタル系として取扱います。  
なお、このデジタル系は、「02 IT分野」に「11 デザイン分野」のうちWEBデザイナー養成科、WEBクリエイター養成科などのWEBデザイン系コース（以下「WEBデザイン系コース」という。）を加えたものとなります。
2. デジタル系のうち、IT分野とWEBデザイン系コースについては、それぞれ別枠として訓練実施機関を選定いたします。
3. 認定申請が少ない等により、認定コースの定員数が認定上限値を下回った場合の余剰定員は、同一認定単位期間において、IT分野とWEBデザイン系コース間の振替は可能となります。  
なお、このほかの振替については、求職者支援訓練 認定定員上限数に記載のとおりとします。
4. 職業訓練認定申請書（認定様式第1号）の3（1）の訓練科名又は訓練カリキュラム（認定様式第5号）の「就職を想定する職業・職種」欄に、「WEB」、「Web」、「ウェブ」（文字の表記は問わない。）のいずれかが記載されている場合、WEBデザイン系コースとして取扱います。